

財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

9

2011
September
No.739

長月

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階 TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 神野公園の茶室

今月の記事

●日本年金機構

- 平成23年9月分から厚生年金保険の保険料率が改定されます。……………2
- ご存知ですか？ 障害基礎年金 ……………3
- ご存知ですか？ 国民年金保険料の追納制度……………3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 使ってみませんか？ ジェネリック医薬品 ……………4～5
- 生活習慣病予防健診 実施機関情報 ……………4～5

●(財)佐賀県社会保険協会

- 平成23年度第2回 新任担当者向け社会保険事務講習会 ……………6
- 平成23年度 年金シニアライフセミナー開催のご案内……………7
- 年金相談窓口開設等のご案内 ……………8
- 適用関係届書の添付書類について ……………8
- 賞与支払届の提出はお済ですか？……………8

●社会保険料は納期内に納付しましょう。 職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ

平成23年9月分から 厚生年金保険の保険料率が改定されます

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成23年9月分(同年10月納付分)から平成24年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

このたびの保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願い申し上げます。

現行

- 一般の被保険者の方 16.058%
- 日本たばこ産業株式会社の被保険者の方 16.058%
- 旅客鉄道会社等の被保険者の方 16.058%
- 農林漁業団体の事業所の被保険者の方 16.058%

平成23年9月～

16.412%

現行

- 坑内員・船員の被保険者の方 16.696%

平成23年9月～

16.944%

厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の一般の被保険者又は坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

- 厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方 11.412%～14.012%
- 厚生年金基金に加入する坑内員・船員の被保険者の方 11.944%～14.544%

※免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

従業員の方々へ
通知等の励行を
お願いします。

年金事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないこととなっております。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

ご存知 ですか？ 障害基礎年金



国民年金の加入中(厚生年金に加入中含む)に初診日がある病気やケガなどで障害の状態になったとき、障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)において、障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。(障害認定日において、障害等級の1級または2級に該当するような障害の状態でなくても、その後障害の状態が悪化し、65歳の誕生日の前々日までに障害等級の1級または2級に該当した場合には、障害基礎年金を受けることができます。)

ただし、初診日の前日において、**初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間(若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2以上必要となります。**(初診日が平成28年3月31日以前にあるときは、特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。)

なお、20歳前に初診日のある病気やケガによって障害の状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当すれば20歳から(障害認定日が20歳以後の場合は、障害認定日から)受給できます。**ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合、支給が制限されます。**

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

ご存知 ですか？

国民年金保険料の追納制度

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「**申請免除制度**」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「**法定免除制度**」があります。

また、若年層(20歳代)の方を対象として保険料の納付が猶予される「**若年者納付猶予制度**」や学生の方を対象とした「**学生納付特例制度**」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内(例えば、平成23年2月分は平成33年2月末まで)であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

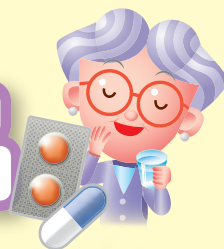
なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

使ってみませんか?

ジェネリック医薬品



ジェネリック医薬品の特徴

医薬品には大きく分けて、先発医薬品(新薬)とジェネリック医薬品(後発医薬品)の2種類があります。

先発医薬品は、新しく開発される薬です。開発には多くの時間と費用がかかるため、特許が認められ、開発した企業だけが製造・販売できます。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間が経過した後に作られる薬です。開発した企業以外の企業も製造・販売できます。先発医薬品と同じ効果を持ちながら、価格が安くなっています。

●ジェネリック医薬品の効果は、先発医薬品と同じです。

医薬品は薬事法によりさまざまな規制が定められています。ジェネリック医薬品も先発医薬品と同じ規制のもとで製造・販売されており、有効成分・分量・効能・効果などは先発医薬品と同じと認められています。

●ジェネリック医薬品の価格は、平均して先発医薬品の約半額です。

先発医薬品の開発には、10～15年程度の期間と数百億円もの費用が必要とされており、それに合った価格が設定されます。一方、ジェネリック医薬品は、先発医薬品の有効成分を基に開発されるので、開発期間・費用を抑えることができます。そのため先発医薬品より価格を安く設定でき、平均して約半額になっています。

●ジェネリック医薬品に切り替えたいとき。

まずは医師・薬剤師に相談してください。協会けんぽでは「ジェネリック医薬品希望カード」の配布や、「ジェネリック軽減額通知」の送付を行っていますので、切り替えを希望されるときはご利用ください。

生活習慣病予防健診 実施機関情報

被保険者むけ健診(生活習慣病予防健診)の実施機関について、追加と変更がありましたので、お知らせいたします。

■「医療法人仁徳会 今村病院」でも受診できるようになりました。

追加	名称	医療法人仁徳会 今村病院(JR 鳥栖駅前)	電話	0942-83-3771
	所在地	鳥栖市本通町1丁目855-10	コード	4110312370

※鳥栖市内(国道34号線沿い)に同名の実施機関(医療法人社団如水会 今村病院)もございますので、お申し込みの際はご注意ください。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

TEL 0952-27-0611

「ジェネリック軽減額通知」を送付します

昨年度に続きまして、処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えられたときに、どのくらいお薬代が安くなるかをお知らせする「ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減額に関するお知らせ」を送付します。

■ 発送日：9月中旬

■ 対象者：35歳以上の加入者のうち、平成23年5月診療分の医療費を分析し、一定以上の軽減効果が見込まれる方。（前回送付した方を除く）

■ 発送先：昨年度までは事業所に送付しましたが、**今回より対象者のご自宅に送付します。**

…………… ※通知は参考として送付するものであり、切り替えを強制するものではありません。……………

● 昨年度の通知の結果

全国合計で**1ヶ月約1.4億円**の医療費削減効果があり、1年間に換算（12倍）すると**約16.8億円**の効果が見込まれています。ご協力ありがとうございました。（詳細はホームページに掲載していますのでご覧ください。）

切り替えるときの注意

- 先発医薬品に効果効能が追加された場合、特許の関係で用法・用量・効能・効果が一時的に異なる場合があります。
- 先発医薬品とジェネリック医薬品は、まったく同じではありません。有効成分等は先発医薬品と同じですが、その他の添加物が製造する会社ごとに異なります。また、形状も異なります。
- 医療機関や薬局にお支払いされる金額には、薬代以外の診療や調剤等に関する費用が含まれています。そのため医薬品の価格が下がっても、処方せん料等の有無により支払金額が先発医薬品使用時と変わらないか、上がることもあります。薬剤師によくご相談してください。
- すべての先発医薬品に、ジェネリック医薬品があるわけではありません。

変更	名 称	変更点	変 更 前	変 更 後
	社団法人巨樹の会 新武雄病院	所在地	武雄市武雄町大字富岡11083	武雄市武雄町大字富岡12628
		コード	4110611243	4110611284
	有田共立病院	コード	4119811257	4119811307
	伊万里市民病院	名 称	伊万里市立市民病院	伊万里市民病院
		コード	4119810614	4119811299

平成
23年度
第2回

新任担当向け
社会保険事務講習会

社会保険事務初心者の方を対象として、健康保険と年金の制度のしくみや給付実務・事務手続き等についての講習会を開催いたします。

地 区	日 時	会 場
佐 賀 会 場	平成23年11月2日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥 栖 会 場	平成23年11月10日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武 雄 会 場	平成23年11月14日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
伊 万 里 会 場	平成23年11月17日(木)	伊万里市民センター (伊万里市松島町391-1)

◆実施期間 各会場共通: 13:30受付 ▶ 13:50開始 ▶ 16:00終了

募集定員

佐賀・武雄**50名** 鳥栖・伊万里**30名** (定員になり次第締め切ります)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務新任者及び事務経験1年程度の方

講 師

社会保険労務士

参 加 費

会員事業所は無料 (平成23年度会費未納事業所は資料代等として500円)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**郵送**または**FAX**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

・第3期(経験者向け) 県内4会場にて平成24年1月頃開催予定

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会



-----〈キリトリ線〉-----

社会保険事務講習会 参加申込書

会 員 番 号				☎おわかりになる範囲で結構です。		
参加希望会場日時	(佐 賀 ・ 鳥 栖 ・ 武 雄 ・ 伊 万 里)			会場/平成	年 月 日 ()	
参加者氏名(2名まで)						
事 業 所 名						
事 業 所 所 在 地	〒			事業所電話番号 ()		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。						

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成23年度

年金シニアライフ セミナー開催のご案内



佐賀県社会保険協会では、厚生年金保険の被保険者及びその配偶者を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。

実施時間
各会場共通

12:30受付
13:00開始
16:40終了



●鳥栖会場

平成23年**10月23日(日)** 会場/サンメッセ鳥栖

鳥栖市本鳥栖町1819

●唐津会場

平成23年**11月 6日(日)** 会場/唐津国民宿舎虹の松原ホテル

唐津市東唐津4丁目(虹の松原)

●武雄会場

平成23年**11月20日(日)** 会場/(株)ニューハートピア

武雄市武雄町永島15750-1

●佐賀会場

平成23年**11月27日(日)** 会場/マリトピア

佐賀市新栄東3-7-8

対 象 者

50歳以上の厚生年金の被保険者及び配偶者の方
健康保険委員・年金委員等◎**特にご夫婦の参加をお勧めします**

募集定員

各会場とも**50名**(ただし、申し込み先着順とします)
※受講決定者には後日、案内のハガキをお送り致します。

内 容

退職後の健康保険・年金・雇用保険等について
ライフプランと生きがい・家庭経済等



下記の参加申込書にご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。
定員になり次第締め切ります。

●お申込みお問合せ

財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

●主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会・全国社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉

FAX

FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

年金シニアライフセミナー 参加申込書 FAX.0952-26-3377

参 加 希 望 会 場	1. 鳥 栖 会 場	2. 唐 津 会 場	3. 武 雄 会 場	4. 佐 賀 会 場	
事 業 所 名					
参 加 者 氏 名	(被保険者 ・ 健保 ・ 年金委員)			年 齢	歳
参 加 配 偶 者 氏 名				年 齢	歳
参 加 者 住 所	〒		参 加 者 T E L		

※申込書にご記入して頂きました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

年金相談窓口開設等のご案内

●平成23年10月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 延長相談 19時まで	4 鹿島市民会館 (予約)	5 多久市役所 (予約)	6 鳥栖市役所 (予約)	7 伊万里市役所 (予約)	8 休日相談日
9	10	11 基山町役場 (予約) 年金事務所延長相談	12 有田町役場 東庁舎 (予約)	13 鳥栖市役所 (予約)	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17 延長相談 19時まで	18 鹿島市民会館 (予約)	19 多久市役所 (予約)	20 鳥栖市役所 (予約)	21 伊万里市役所 (予約)	22
23/30	24/31 延長相談 19時まで	25 基山町役場 (予約)	26 有田町役場 本庁舎 (予約)	27 鳥栖市役所 (予約)	28 伊万里市役所 (予約)	29

休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。
相談時間 10:00～15:00(伊万里市役所は、9:30～15:00)

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

《出張相談(予約制) 相談時間10:00～15:00》	
出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所 鹿島市民会館	唐津年金事務所 0955-72-5161 鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114
《県内年金事務所における相談時間》	
平日	8:30～17:15
毎週月曜日	8:30～19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30～16:00

- ※予約相談も受付けております。
※希望される日の前日までに予約をお願いします。
※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日については完全予約制です。
- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
 - 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
 - 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

●適用関係届書の添付書類について 次の場合は、添付書類が必要です。

■資格取得届(訂正届を含む)

届出が60日以上遅延した場合は、事実確認のため、「出勤簿のコピー」・「賃金台帳のコピー」

■資格喪失届(訂正届を含む)

届出日が60日以上遡及した場合は、事実確認のため、「出勤簿のコピー」・「賃金台帳のコピー」

■月額変更届(訂正届を含む)

改定月の初日から60日以上遅延した届出の場合および標準報酬月額を5等級以上引き下げる届出の場合は、事実確認のため、固定的賃金の変動のあった月以降3か月分の「出勤簿のコピー」・固定的賃金の変動のあった月の前月以降4か月分の「賃金台帳コピー」

※上記の場合で被保険者が法人事業所の役員の場合には、「株主総会または取締役会の議事録等」のコピーを添付してください。

●賞与支払届の提出はお済ですか？

賞与に係る保険料も、将来の年金に反映されます

■賞与(ボーナス)を支給したときは、**支払った日から5日以内に**「賞与支払届」(紙またはフロッピーディスクなどの磁気媒体で作成)と「賞与支払届総括表」(紙で作成)の提出をお願いします。

■賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。
保険料の計算は、「標準賞与額」に直接、保険料率を乗じて計算することになります。

■賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「賞与支払届総括表」の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。

社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成23年9月分保険料の納付期限は平成23年10月31日(月)です。

ご注意ください!!

※平成23年9月分の社会保険料計算に係る届書は**10月5日(水)**までに到着するようお届けください。
その後到着した場合は平成23年9月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。